

# ガット／WTOにおける発展途上国的位置の変化（二）

纖維分野を素材に――

Vu Thi Hong Minh

## はじめに

第一章 ガットにおける纖維問題

第一節 ガットの法的枠組み

(一) ガット一九条とその諸問題

(二) 「市場搅乱」の概念

第二節 國際纖維貿易に関する取決め

(一) 綿纖維の短期取決め

(二) 綿纖維の長期取決め

(三) 多纖維取決め

(以上、本稿)

第三節 紛争解決の申立て

(一) イスラエルの綿纖維に対する英國輸入制限の事件

- (二) 香港の織維製品に対する輸入制限の二つ事件  
(三) 米国のポルトガルからの織維輸入制限に関する事件  
(四) ブラジルの綿織維製品に対するECのダンピング防止課税事件
- 小括

第二章 先進国と途上国との利害関係

第一節 日本との関係

第二節 EECとの関係

第三節 米国との関係

第三章 WTOにおける織維問題

第一節 ウルグアイ・ラウンドの交渉

第二節 織維協定

第三節 織維協定の受益国と損害国

小括

結び

## はじめに

第二次世界大戦後、経済大国となつた米国は、ヨーロッパ諸国の保護政策の打ち破りと、自國輸出産業のための世界市場獲得を重要な課題として取り組むようになつた。従来の保護主義政策から、自由貿易政策へと転換を図つた。自由貿易政策は、無差別原則に基づく自由貿易体制を確立し、貿易量を拡大し、原料の輸入と製品の輸出のための市場を確保することであった。<sup>(1)</sup>米国は、四五年に「世界貿易と雇用の拡大のための提案」を行い、諸国の賛成を取り付けた。「世界貿易と雇用の拡大のための提案」は、一般的な通商規定として最恵国待遇原則を規定し、加盟国は関税の実質的削減及び関税特恵の廃止のための取決めを結ばなければならないと一般的に規定しており、国際貿易を管轄する機関としての国際貿易機構（International Trade Organization-ITO）を設立すると共に、各国の関税及び貿易障壁の引下げのための多角的交渉を行うことを提案した。これを受けて四六年の国際連合経済社会理事会は、ITOの設立のための会議開催を決定し、四六年から四八年にかけて四回の会合が行われ、四回目の会合に当たる「国際連合貿易雇用会議」はITO憲章を採択し、各国の国内手続に付した。しかし、五〇年にアメリカ政府が議会にITO憲章を再提出することを断念したことにより、ITO憲章の発効の見込みがなくなつた。<sup>(2)</sup>

一方、関税及び貿易の障壁の引下げに関する多角的交渉は、上記四回の会合の内、四六年に開催された一回目の準備会合で関税及び貿易障壁の削減のための交渉を提案する旨の決議が採択された。その目的はITOの設立のための環境整備であつて、ITO憲章が発効するまでに関税交渉の結果を譲許表の形でまとめ、それを実施するために必要最小限度の実体規定及び手続規定を作成するため、貿易と関税のみを取扱うITO憲章の条文の一部を取り出して「関税及び貿易に関する一般協定（General Agreement on Tariff and Trade-GATT、以下ガットと略す）」を作

成し、暫定的適用の形で実施した。しかし、ITOが流産したため、暫定適用議定書によつて実施されたガットはそのまま生き延びることになつた。<sup>(3)</sup>この暫定的性格をもつガットは、形式的には国際法上の法人格をもたず、締約国団 (CONTRACTING PARTIES) の形で組織の行動を行つていた。<sup>(4)</sup>

また、ITOの交渉に際して、米国と英國との最大の争点の一つとなつたのは、英國を含むヨーロッパ諸国とそれらの植民地諸国との間の排他的な待遇措置の付与—ブロックを形成する特惠—の廃止問題であつた。<sup>(5)</sup>結局、ITO憲章では、一般的最恵国待遇原則を規定した八条で保護関係又は宗主関係にあつた領域間の特恵及び米国とキューバとの関係の特恵が一定の条件の下で最恵国待遇の例外として認められていたのである。これはガット一条の原形をなすものである。<sup>(6)</sup>具体的に、ガットは一条一項で一般的最恵国待遇原則 (Most Favoured Nation Treatment-MFN) を定めており、すべての締約国に対し、ガット体制の下でのラウンド交渉により軽減された関税その他の物の取引に関する待遇を平等に与えることを義務づける。しかし、二項では附屬書A—Fにのべる地域統合及びその他一部の特恵マージンを拡大しないという条件 (四項) のもとで最恵国待遇の例外として認められていた。その他、ガットの下では締約国は関税を除き、外国產品と国内產品を差別する全ての貿易障害を禁止する内国民待遇原則を定める。こうしたことによつて貿易が自由化され、加盟国の生活水準を高め、完全雇用等のガットの目的に寄与するものとされる。このように、ガットは原則として加盟国の経済発展の格差を考慮せず、全ての加盟国を平等に取扱つている。

ところが、五〇年代の後半に入り、植民地制度から独立した新独立国は相次いでガットに加盟し、ガットにおける「発展途上国（以下途上国と略す）グループ」を形成した。これらの国は、六〇年代から、ガットが、加盟国全てを平等に取扱つてきた最恵国待遇原則を是正し、先進国と自らの経済格差を考慮するよう要請を続け、一定の結

果を得られた。すなわち、ガットは最惠国待遇原則の例外として、一定の範囲において「途上国」に対する特別待遇を認めた。学者達は、途上国に対する例外措置を巡って盛んに論じてきた。自由貿易主義を支持する学者は、「途上国がMFN義務から免除されるため、先進国にMFN義務の遵守を求める基盤が弱まり、その結果、輸入救済措置の発動が検討される際に途上国に対する差別措置を回避することが難しくなっている」と批判し、もし途上国が先進国と同じレベルを受け入れるならば、先進国が途上国からの輸出を現在よりも有利に扱うことができるだろ<sup>(7)</sup>う」と主張した<sup>(8)</sup>。これに対して、開発主義を支持する学者は、「途上国」に対するこの特別待遇が実質的な平等原則をはかり、ガットのみならず、開発の国際法における国家を取扱う二重原則の登場であると評価した<sup>(9)</sup>。

ところで、WTO（世界貿易機関、World Trade Organization）は、ガットに置き換わり、物品のみならず、サービス、知的財産権、投資に関する貿易まで取扱うものとして、一九九五年に発効した。WTOの下では、先進国と途上国との経済格差を考慮する規定がその諸協定の中で明細に設けられた。途上国はWTOの完全義務を実施するため、先進国より長い過渡期間を認められ、経済開発のために一定の義務を免除される。このことについては、途上国の位置が実定法化されたと指摘する学者もいれば、途上国が開発理念をやめ、WTOの自由貿易主義の理念に戻る、いわゆる体制内化と評価する学者もいる<sup>(10)</sup>。

このように、こうした学者達はガットからWTOに至る途上国との問題、その位置づけを「自由貿易理念」対「開発理念」、「先進国グループ」対「途上国グループ」の矛盾という単純な形で捉えているように考えられる。しかしながら、「先進国グループ」が「自由貿易理念」を一貫して堅持するかということについては、ガット／WTOが内包する問題を十分検討すべきである。また、「途上国グループ」と「先進国グループ」との関係においては、グループ間の相互矛盾のみならず、それぞれの内部における利害対立、個別の先進国と途上国の利害関係が存在して

いる。また、世界経済がグローバル化した背景には、国家間の経済関係に多国籍企業の存在があり、その動きを分析しない限り、「途上国の問題」は明らかにならないようと思われる。

そこで、本稿では、途上国の工業化、そして、その経済発展における重要な役割を果たしているものの、ガットで特別取扱いがなされている繊維貿易に焦点を当て、この分野における多国籍企業の経営活動及びその影響を考察の視点に入れ、「途上国グループ」・「先進国グループ」相互矛盾及びそれぞれ内部における利害対立、さらに個別先進国と途上国の利害関係を解明し、その上でガット／WTOにおける途上国の問題、その位置の変化を明らかにすることを試みる。

したがつて、本稿を次のように構成する。第一章では、ガットにおける繊維貿易の法的枠組みを明らかにし、その上で、繊維貿易に関する諸協定の誕生した背景及びその交渉経緯を検討することにする。第二章では、繊維貿易に主役を演じる多国籍企業の経営活動を検討することを通じて、繊維貿易を巡る「先進国グループ」・「途上国グループ」の相互及びそれぞれ内部の利害関係を検討する。そして、第三章では、WTOにおける繊維貿易を巡る上記の相互・内部の利害関係を考察し、その上で途上国の位置づけの変化を明らかにすることにする。

## 第一章 ガットにおける纖維問題

### 第一節 ガットの法的枠組み

周知のように、纖維産業<sup>(10)</sup>は産業革命を導くものとして、先進国の経済発展、工業化に重要な役割を果たしてきており、今日でも労働力を吸収する主要産業とされている。<sup>(11)</sup>この産業の特徴として、他の産業に比較して初段階における技術資金をそれほど要せず特に労働集約的なものであることが<sup>(12)</sup>あり、労働費用の低い途上国の経済における重要な産業と指摘された<sup>(13)</sup>。先進国の纖維産業と比較して、低賃金の労働力はまさに途上国の輸出競争の武器でもある。先進国は国内纖維産業を保護するため、途上国からの纖維製品の輸入を制限する対策を実施してきた。その根拠となり得る規定はガット一九条であるが、先進国はこれを適用せず、ガット枠外の手段を採った。その原因を解明するために、ガット一九条をまず見てみよう。

#### (一) ガット一九条とその諸問題

ガットは自由貿易原則に基づきながらも、多くの例外を認めているのである。<sup>(14)</sup>その内の一つはガット一九条の緊急輸入制限措置（セーフガード条項）である。その一項は次のように定める。すなわち、「締約国は、事情の予見されなかつた発展の結果及び自国がこの協定に基づいて負う義務（関税譲許を含む。）の効果により、産品が、自國の領域内における同種の産品又は直接的競争産品の国内生産者に重大な損害を与える又は与えるおそれがあるよう

な増加した数量で、及びそのような条件で、自国の領域内に輸入されているときは、その產品について、前記の損害を防止し又は救済するために必要な限度及び期間において、その義務の全部若しくは一部を停止し、又はその讓許を撤回し、若しくは修正することができる。」<sup>15)</sup>

このように、締約国は、関税譲許を締結する時に予見できなかつた緊急事態の中で、国内産業が外国產品の輸入によつて重大な損害を与えられる場合には、一時的にその関税譲許や数量制限の一般的禁止などの義務を逸脱することが認められる。その目的とは、国内産業が貿易の自由化による競争から受けた重大な損害を回復し、その構造を調整し、それによつて再競争できるよう<sup>16)</sup>に又はより競争可能な部門へ移転できるよう<sup>17)</sup>に、一時的に外国產品の競争から保護されることである。<sup>18)</sup>

ガット体制の下では、関税の引下げや輸入開放が締約国間の市場アクセスの障壁を軽減し、その結果輸出産業が外國市場を獲得する一方で、輸入競争産業は外國產品との競争を免れないことになる。したがつて、国内産業に与える損害を回避し、国内企業の不満を和らげる必要性からも、セーフガード条項がガットに導入されたのである。また、締約国の政府は関税譲許を交渉する際にそうした義務を一時的に逸脱し、又は修正する可能性が残される安心感が与えられ、より自由に関税の引下げを約束することができる。<sup>19)</sup>このように、一九条が安全弁のように機能して、締約国間の関税譲許を促進する役割を果たしていると指摘されてきた。<sup>20)</sup>

しかし、緊急輸入措置を適用する締約国は、次のような条件を満たさなければならぬのである。

第一に、輸入数量の増加である。輸入数量は絶対的増加だけではなく、相對的増加でも条件を満たすとされた。<sup>21)</sup>「相對的増加」とは、輸入増加は実際に生じないが国内生産が落ち込んないことによつて国内市場に占める輸入割合が増加したということである。

第二に、重大な損害又はそのおそれと輸入増加との因果関係である。つまり、緊急輸入措置を適用する輸入国は、国内の産業に重大な損害が存在し、またその輸入増加とその「重大な損害又はそのおそれ」との間に因果関係を立証しなければならないのである。

第三に、無差別適用である。ここでは、輸入国が原産地を問わず全ての当該輸入产品に対して無差別的にセーフガード措置を適用する義務を負うとされている。措置の選択適用を主張する論者は、無差別適用義務が緊急輸入措置の適用を妨げると批判した。つまり、輸入増加の原因が少数の低価格供給国による場合に、輸入国はセーフガード措置を関税引き上げという形態ですべての供給国に無差別的に適用すれば低価格ではない供給国を市場から締め出すことになる。<sup>22</sup> また、セーフガード措置を数量制限という形態ですべての供給国に無差別的に適用すれば、輸入増加に責任のない既存の供給国の供給量を制限することになる。<sup>23</sup> 要するに多くの輸出国を巻き込むこととなるという批判である。後で検討するように、先進国は価格を基準にし、低価格の輸入产品に対して緊急輸入措置を適用することによって、途上国の繊維製品の輸出を制限していた。<sup>24</sup>

第四に、協議及び代償支払いである。つまり、輸入国は無差別原則により、利害関係を有する全ての供給国と協議をし、かつ、代償を支払うか、又は影響を受ける輸出国によって報復されることである。この条件は、当該措置の適用が妨げられてしまうとされた。すなわち、ある国内産業を保護する目的で一九条を発動する場合には、輸入国は輸出国に対して、他の産業における関税譲許の代償を支払わなければならないが、セーフガード措置によって保護を受ける産業のために、なぜその他の産業が代償の対象にならなければならないかということは、国内政治上納得させ難い問題である。<sup>25</sup>

このように、輸入国は一九条を適用する際、上記の四つの条件を満たさなければならない。とりわけ、三番及び

四番目の条件を適用する際、上記に指摘した問題をはらむことにしている。そこで、輸入国は、輸入競争から国内産業を保護するに一九条によるのではなく、ガットの枠外手段を適用するようになっていた。その枠外手段とは、輸入国は個別輸出国に対し当該產品の輸出を自己制限し、それに関する二国間協定を締結するよう圧力をかけるのである。これは、輸出自主規制（Voluntary Export Restraints-V E R s）に関する二国間協定と呼ばれる。これによつて輸入国は、①国内産業への重大な損害又はそのおそれが実体化する前に措置がとれること、②代償や報復の心配が少ないこと、③国内生産者に対して安定した価格や所得が保証されること、④すべての供給国<sup>(26)</sup>でなく、利害関係国だけの取決めにより影響を小さくすることができる<sup>(27)</sup>ことが指摘された。こうした典型的な事例としては、五〇年代前半における、先進輸入国と低価格纖維製品を輸出する途上国との間の輸出自主規制に関する二国間協定である。しかし、このような二国間協定はガットの自由貿易原則に反するものであり、しかも他の分野にまで拡大すれば、ガットの存続自体を危うくしてしまうのである。そこで、この問題を処理するため、纖維製品の最大輸入国であるアメリカは、五九年に「市場搅乱の概念」をガットに導入するように提案し、これが認められた。これを法的基礎にする纖維製品に関する多国間協定の誕生した背景、その交渉並びに、ガットとの法的関係を検討してみよう。

### （二）「市場搅乱」の概念

#### 1. 五〇年代における纖維貿易状況

ガットの成立した四七年は米国及び英國等、先進国の纖維産業にとってその生産及び輸出が好調な時期であつ

た。<sup>27)</sup> しかしながら、五〇年代以降、日本及び後で詳しく検討する日系繊維多国籍企業の主に進出している香港、台湾、韓国等の途上国、いわゆる新輸出国では、綿繊維を中心とする繊維製品の生産、輸出が拡大し、世界市場におけるそのシェア<sup>28)</sup>が増加しつつあった。米国、英國及びEECの国内産業は、こうした新輸出国の低費用による輸出競争により、国内市場、海外市場を占領されることを恐れはじめ、その政府に対して保護政策を開拓するように圧力をかけていた。<sup>30)</sup>

前述のように、輸入制限の援用を基本的に禁止するガットの下でも、緊急の場合には締約国が一九条の緊急輸入措置を援用する途が残されている。ただし、以上見てきたように、このような緊急輸入措置の適用は、無差別原則に従い、かつ対象国に代償を支払わなければならないのでそのコストは非常に高いのである。そこで、先進国はガットの枠内措置で繊維問題を処理していた。ここで、英國、EEC、及び米国それがどのように新輸出国の繊維製品の輸出増加に対応していたか見てみよう。

まず、英國の場合であるが、英國については第二次世界大戦前から問題が生じていた。第一次世界大戦後から成長してきた日本の繊維産業は、英國のランカシャーの地位を脅かすに至り、三〇年代にはついに英國から世界第一位の輸出国の地位を奪つてしまつた。<sup>31)</sup> そこで、大恐慌の中の三二年、英國は、オタワに英帝国の自治領諸国を集めで英連邦特恵関税制度を樹立した。これは、英本国から離れていた市場を得ようとするオーストラリアやニュージーランド等の一次産品輸出国の要求に応えたものであり、それに加えて、英國が目指したのは、安価な日本の繊維製品の帝国市場への流入増大を阻止することでもあつた。しかし、特恵関税が強化された後も日本の金本位制離脱と同時に対ポンド円為替レートが下落したために、日本の英國への輸出が増加し、ことに繊維製品の輸出増加は競合するランカシャーの経済や社会に重大な影響を与えた。これを受けて、英國は五一年九月に日本と「英日ポンド

支払い協定 (Anglo-Japanese Sterling Payments Agreement)」を締結した。この協定は、日本とポンドの通貨圏に属する国々との貿易収支を均衡させ、日本との貿易によるドル収入の削減というリスクを回避するために、累積される貿易収支のポンドでの支払い、及び日本からの輸入数量の制限を規定したものである。<sup>[34]</sup> 編織維を含む日本からの輸出產品の三分の一がこの協定の適用対象であった。そして、五五年に米国の支持を受け、ガットの締約国となつた日本に対し、英国は特定締約国間における協定の不適用を規定するガット三五条を援用し、最恵国待遇原則の下での関税譲許は適用せずに、日本からの輸出產品を制限し続けていた。<sup>[35]</sup>

第二次世界大戦前、綿織維の輸出主要国であった英國は、五〇年代に入り、純輸入国と変わった。<sup>[36]</sup> インド、パキスタン、香港等の途上国及び日本の纖維製品の低コストによる輸出競争が、英國の纖維産業に警戒心を抱かせるに至つており、それらの政府に保護措置の適用を働きかけていた。例えば、自國の綿織維産業の利益を代弁するため政府によって設置された綿織維会議 (Cotton Board) は、五四年七月に政府に対して、日本への輸入制限の継続と、インド、パキスタン及び香港からの輸入増加の削減を要請した。<sup>[37]</sup>

ただし、すべての締約国を平等に扱うという最恵国待遇原則の例外として、ガット一条二項において認められた、英國と植民地諸国との英連邦特恵制度は存在する。要するに、英國の旧植民地諸国であつたインド、パキスタン及び香港は英國市場に輸出されるそれらの產品が関税特恵を受け、英國產品もこうした国に輸出される際に、関税特恵を受けていた。この特恵制度を維持しながら国内纖維産業の保護要請に対応するために英國は、五六六年から三年かけてインド、パキスタン及び香港と纖維輸出の自主制限、いわゆる特恵国間の産業内部の調整をめぐる交渉に着手はじめた。香港は当初これを拒否していたが、英國は三角形の交渉によつて、香港が輸出自主規制に関する協定を認めない限り、その纖維輸出に対する一方的輸入制限を課すると警告した。この一方的輸入制限は香港の自主

制限より厳しいものである。その結果、五九年にこれらの三カ国とそれぞれの対英國の纖維及び纖維製品のVERs、いわゆるランカシャー協定 (Lancashire Pacts) <sup>(40)</sup> が締結された。

次に、EECの場合であるが、EECの構成国は五八年までに国際収支の擁護のために輸入制限を認めるガット、一二条を援用して、途上国の綿織維の輸入を制限していた。<sup>(41)</sup> 五八年には国際収支の回復によつて、一二条の適用を撤回したが、国内纖維産業を保護するために、ガットに反する輸入割当を課したり、輸入許可制度、輸入割当等の諸措置を適用したりして、日本、インド、パキスタン、台湾、韓国などの途上国の綿織維への輸入制限を続けていた。<sup>(42)</sup> また、ドイツ、オーストリア、ベルギー、オランダ、イタリア、フランス、イスラエル、ノルウェーの纖維製品業界は、同年五月に Noordwijk Agreement という民間取決めを締結した。その内容は、アジア諸国産の纖維をヨーロッパ諸国で加工、仕上げた製品の加盟国への再輸出を禁じるのである。その目的とは輸入制限の対象国であるアジア輸出主要国が、制限の対象外であるヨーロッパ諸国で纖維製品を仕上げ、上記諸国へ再輸出することによって当該諸国による輸入制限を回避しようとするることを防止するのである。要するに、これらの輸出国に付与した既存輸入割当の妨げを防止することができるのである。<sup>(43)</sup> この協定はとりわけ、日本、台湾、インド、パキスタン、及び香港を適用対象国にするものである。その他、EEC構成国はほとんど、ガット二五条を援用して、纖維製品を含む、日本の輸出産品を制限していた。<sup>(44)</sup>

次に米国の場合であるが、同国は既に五五年にガットの義務を免除する二五条五項を援用し、同国の農業調整法改正第二二条に定める綿生産者を含む農業者保護プログラムのための外国農産品の輸入制限を正当化していたのであつた。<sup>(45)</sup> このプログラムの下で、政府は輸入割当を適用し、国内綿原料を外国産品との競争から保護する一方、輸出補助金を付与していた。その結果、綿織維製品の生産者は世界価格より二五%の高価格で国内綿原料を購入せざ

説  
論

るをえなかつた。<sup>(46)</sup>米国政府が輸出補助金のみならず国内価格助成政策を実施し、この二重価格制度を排除する六四年までに、米国の綿織維製品の生産者は、外国生産者より高い生産コストを負担してきたのである。また、五〇年代に入り、米国織維業界は、E E C同様、日本及び日系企業が進出する香港、韓国、台湾や、綿織維の生産国であるインド、パキスタン等途上国からの綿製品の輸入が増大する問題に直面している。そこで、米国織維業界は、<sup>(47)</sup>政府にその制限を働きかけた。例えば、五五年に、国内織維産業の保護勢力を代弁する米国綿織維生産研究所(American Cotton Manufacture Institute-ACMI)の所長は、政府に対して関税が輸入の調整に十分なものではなく、<sup>(48)</sup>輸入制限の適用を求めた。<sup>(49)</sup>国内織維業界の圧力により、米国は五六年に農業法二〇四条を制定した。この条項の下では、大統領が織維製品の輸入制限に関する協定を交渉し、緊急の場合において、一方的に織維製品の輸入を禁止する権限が付与されている。<sup>(50)</sup>この条項に基づき、米国政府はその経済・政治的な影響力をもつて五五年及び五七年に、日本に対して二回にわたり、米国市場に輸出される綿織維に関するV E R sの適用を強いていた。<sup>(51)</sup>ただし、こうした個別輸出国に対する一方的輸出制限では、織維輸入を軽減させることはできなかつたのである。<sup>(52)</sup>日本からの織維輸入の代わりに香港からの輸入が増加していたのである。米国は、日本に適用してきた輸出制限を同様に香港に求めたが、香港はこれを拒否した。

このように、英國及びE E C等の先進国は国内産業の保護要請によつて、ガットに違反するおそれのあるV E R s等で、日本及び途上国の綿織維製品を制限していた。こうした措置により途上国及び日本の織維製品が米国市場に流入していった結果、米国も同様な方法を利用し、自国の産業を保護しようとした。しかしながら、以上見てきたように米国にとって、これらの輸入増加に対応するV E R sなどの二国間協定はそれほど効果があがらなかつたのである。

これを受け ACMI は、国内産業を効果的に保護するにはグローバルな輸入制限が必要であるとし、その適用を政府に迫っていた。<sup>(53)</sup> そして、米国にとつては多国間取決めは途上国及び日本の纖維製品の輸出を調整する一方、E E C 及び英國の纖維貿易政策を自由化し、纖維貿易問題を解決するのに不可欠な手段であると主張した。

そこで五九年に、米国は東京で開かれたガットの閣僚会議の場で、短期間にわたる途上国からの低価格の纖維製品の輸出増加が、輸入国に重大な経済・社会・政治的問題を引き起こしており、いわゆる市場搅乱の問題を検討するよう締約国団に求めた。<sup>(54)</sup> また、西欧諸国は、輸入国の国内産業に重大な損害を与える途上国の低価格の產品の輸出を制限し、また高関税措置を適用すべきことなどを主張した。これに対して、インドが「もし、このような主張が認められるのならば、ガットには途上国そのための席がないと言つしかない」と述べる等、途上国は強く反対した。<sup>(55)</sup> 結局、六〇年六月にガットは、この問題を検討する作業部会の設置を決定した。

ところで、ガットは、途上国の貿易問題を解明するために専門家委員会を設置した。この委員会は五八年に報告書（ハバラーレポート）を提出し、先進国の輸入制限が途上国の貿易拡大を妨げる主要な原因であると明確に指摘した。<sup>(56)</sup> その結果、締約国団は途上国の貿易拡大への障壁を検討する第三委員会を設置した。五九年五月に、同委員会は、綿織維を含む七つの途上国の輸出主要產品を取上げ、その貿易障壁を検討し、同年一〇月に締約国団に対して次のような報告を提出した。<sup>(57)</sup> すなわち、途上国の綿及びジユート等の纖維製品の輸出拡大は先進国による高関税によつて妨げられる。また、先進国は途上国の輸出產品に対して様々な形で広範な数量制限の措置を適用し、とりわけ綿及びジユートの纖維製品に差別的な輸入割当を課している。このように、途上国の貿易問題を扱う専門委員会は先進国の纖維に対する制限政策を批判した。

ところで、市場搅乱を検討する作業部会は、その報告の中でガット一九条による「市場搅乱」の解決に関して消

極的な見解を示した。<sup>(62)</sup>すなわち、「ガットの枠内でのセーフガード措置（ガット一九条に基づく緊急輸入制限措置——説明筆者）が「市場搅乱」の状況に対応できるかどうかはともかく、このようなセーフガード措置は、ガットの枠外又はガットに反する形でこの問題（市場搅乱——説明筆者）を処理している締約国に対しこれらの例外的な措置を撤回させる十分なものであるかどうかという政治的心理的要素が上記の締約国において存在する。このような状況において、作業部会は一般協定の関連規定を解釈することはしない」。結局、同年一一月に締約国団が「市場搅乱に関する決定」を下した。これをもつてこの概念は正式にガットの中に取り入れられるようになつた。<sup>(63)</sup>

## 2. 市場搅乱の概念 その内容とは、

- (i) 「特定原産地の特定産品の輸入の重大な増加又は潜在的な増加、
- (ii) 輸入国の市場における比較可能な数量でこうした產品の価格が同種產品のそれより、重大に低い、
- (iii) 国内産業には重大な損害又はそのおそれが存在している、
- (iv) (ii) に述べる価格の差異は価格の固定又は形成等の政府による介入あるいはダンピング実行によつて起こるものではない」。<sup>(64)</sup>

そしてこの市場搅乱状態に関して、決定は次のように述べた。<sup>(65)</sup>「こうした状態が輸入国をガット枠外又はガットに違反する輸入制限措置の適用へ導いている。他方、輸出国がその原因とされる製品の輸出を自主的に制限することにしていた。二国間合意あるいは一方的な方法で行われるこのよだな措置が他国の市場又は他の締約国に問題を起こすのである」。従つて、締約国は次のように合意した。「締約国は、ガットの基本目的に適合する建設的な解決

策の模索を目指し、関連のある締約国間の協議を促進する手続きについて検討する。そのため、市場搅乱回避に関する作業部会の設置を認める」。

この「市場搅乱」概念はガット一九条が定めた緊急輸入制限の適用に関する要件を回避したのである。<sup>(67)</sup> 言い換えば、この概念を認めることによつて、ガットは一九条の適用条件を改正するものであると言えよう。第一に、一九条が事実上の輸入増加を求めるのに対して、決定には、潜在的な増加という要素があれば市場搅乱が成立するのである。第二に、一九条は無差別適用を義務づけるとの考えが有力であったが、決定には、原産国の特定を認め、これは輸入制限措置の差別的適用の途を開いた。第三に、一九条が「輸入増加又はそのような条件」のみを定めるのに対しても、決定には、低価格という基準で特定の原産地からの輸入増加を特定し、またその「低価格」はガットに違反する措置によるものではないと明確に規定する。第四に、一九条が「輸入増加」と「重大な損害」との因果関係が緊急輸入制限の適用の重要な条件としているのに対し、決定には、このような因果関係を求めず、輸入国 국내産業が重大な損害又はそのそれがあることのみ規定している。

## 第二節 國際纖維貿易に関する取決め

### （二） 編織維の短期取決め

#### 1. その交渉

「市場搅乱に関する決定」を受けて、六一年に米国は編織維製品に関する多国間取決めを目指して、ガットの傘下で編織維に関する国際会議の開催を提案した。<sup>(68)</sup> 同年七月に纖維の輸出入の主要国の参加で纖維製品に関する国際

会議が開催された。

ここで、米国は、綿繊維の貿易を管理する短期取決め（Short Term Arrangement - STA）及び長期取決め（Long Term Arrangement-LTA）という多国間取決めを提案した。<sup>(68)</sup> 米国は自由貿易を支持しながらも、国内企業の圧力を無視する事はできないと弁明したのである。<sup>(70)</sup> また、EEC及び英國等の輸入制限措置について、「市場搅乱的な輸入に対する各国の一方的対応は数量制限を含める制限措置を適用することであつて、これはまた対抗的措置を招き、国際貿易の拡大を妨げるものである」と批判し、「綿繊維への数量制限を適用している参加国は、認められる期間内に、ある程度までこうした制限を解消することによつて、市場アクセスを増加しなければならない」等、一方的措置の排除及びEECの市場開放を求めていた。<sup>(71)</sup> その上で、米国は参加国が、世界貿易拡大の促進に相当かつ健全な行動をとるような共通責任を負うべきであると強調した。<sup>(72)</sup> すなわち、綿繊維の問題を多角体制の下で解決すべきであるとしたのである。

また、米国はこのような多国間取決めが締結されない限り、国内の圧力の下で、一方的輸入制限を適用せざるをえないという警告さえしていた。<sup>(73)</sup> 米国はこの提案を通じて、EECに市場開放を押し付け、ガットの自由貿易原則から逸脱してはいるものの、繊維に対する現状の保護主義的な一方的対応の代わりにより自由な貿易を目指すといふことで輸出途上国を説得する一方、国内産業の圧力を和らげるることを目指したのである。<sup>(74)</sup>

輸出国は輸入国による市場アクセスの改善を前提条件としてこの提案を受け入れた。というのは輸出国にとって一方的輸入制限よりも、多国間協定による輸出量の確保が望ましいことであろう。一方、EECにとつては米国の一方的輸入制限が適用されるならば、今まで米国向けの繊維製品がEEC市場へ殺到することになると考えられる。さらにEECは繊維製品の強大な市場でありながら、イタリア、フランス等構成国が米国向けの高級品を輸出

しているので、米国の一方向的輸入制限がこれらの国の繊維産業に悪影響を与える」ととなる。したがって、EECも米国の提案を受けた。されなかつた。

その結果、WTOの会議において米国の提案に基づくSTA及びLTAの規定からなる国際貿易に関する綿織維の取決め（Cotton Textile Arrangements Regarding International Trade）<sup>(5)</sup>が認められた。STAの効力は綿織維貿易への長期的対策が出されるまで、六一年一〇月から一年間であつた。

## 2. STAの規定

これは、短期取決め（締約国間の長期的解決策が合意されるまでの、六一年一〇月から一年効力を有するものである）—STA（Short Term Arrangement）及び長期取決め—LTA（Long Term Arrangement）に関する規定、並びに対象產品に関する附属書の構成からなる。その前文には、輸出国の経済発展に重要な役割を果たす繊維製品の輸出拡大の重要性を認める一方、輸入国の認定によつて（傍線—筆者）その綿織維製品の輸出急増による市場搅乱の状態が存在することも認める。従つて、対象製品の輸出機会を拡大するような方法でこの問題を取扱うためには、締約国は個別市場、及び個別製品に対する市場搅乱を回避するように「合理的かつ秩序のある貿易原則」で対象製品の貿易を行うとする。ここで注目されるのは、一九条は国内産業の重大な損害の克服のために、締約国に一時的なセーフガード措置の適用しか認めない。つまり、この期限が過ぎたら、対象製品の貿易は自由貿易原則によつて扱われるのである。これに対して、上記の取決めは低価格製品の輸出を国内の市場搅乱の原因であるとし、それを回避するための「合理的かつ秩序のある貿易」をガットに導入した。つまり、途上国の繊維製品の輸出はダンピングや輸出補助金等競争歪曲のではなくても、単に安価であるという理由で「合理的かつ秩序のある貿易」原則に

よつて取扱われる。要するに、一時的な輸入制限による国内産業の調整という方法により、国内産業を外国製品の競争から保護する形に変更していく。このような合理的かつ秩序的貿易はまさに自由貿易に逆行するものであり、国内産業保護政策を促進すると言わざるを得ない。

この「合理的かつ秩序のある貿易」とは、輸出入国の双方が一定期間における輸入量を事前に合意し、それを監視するものである。これは、短期取決めの中で次のように定められる。(1)輸出国は、輸入国の市場搅乱を回避するため、輸出自主規制措置を確保すること、(2)数量制限を適用する輸入国は、自国市場へのアクセスを徐々に増加することを約束すること、(3)数量制限を適用していない輸入国は、秩序のある市場アクセスを維持すること (STAの前文)。

すなわち、輸入国は特定綿織維製品の輸入が国内の市場搅乱をもたらすと認定する場合に、六一年六月までの一年間輸出されてきた数量より少なくないアクセス量までの輸出自主規制を当該輸出国に求めることができ、また緊急の場合に一方的数量制限を課することが認められる。また、輸入国は市場搅乱の回避という目的以外、輸入制限措置の適用を控えなければならない (STAのA項)。しかしながら、市場搅乱有無の認定に関する客観的な第三者者が存在せず、輸入国は自らの認定により輸入制限を適用することが可能であるよう、この追加的な文言は無意味に近いものである。輸出自主規制を求められる輸出国は、その見返りとして次のような利益が与えられる。第一に、一定数量より五%こえる量まで輸出することが認められる (STAのB項)。第二に、特定品目にに対して輸入制限を適用してきた加盟国が、その品目産品への市場アクセスを増加しなければならない (STAのE項)。しかしながら、その具体的な数字は取決めにおいて定められていない。

そして、長期取決め—LTA (Long Term Arrangement) に向けて、長期的解決案を検討する暫定綿織維委員会

の設置が合意された。この委員会が、締約国団、市場搅乱を検討する委員会及び貿易拡大を検討する第三委員会にその検討結果を報告する義務を負う (L T Aに関する規定の A 及び B 項)。

(一) 編織維の長期取決め (Long Term Arrangement Regarding International Trade in Cotton Textiles—L T A)

1. L T Aの交渉

六一年一〇月に L T A の合意に向ける暫定委員会の会議が開催された。<sup>(1)</sup> ここで輸出国は次のような意見をのべた。日本は、多くの先進国が輸入国でありながら、輸出主要国でもあるといつゝことで、L T Aにおける輸出国と輸入国の区別は不適切であるとし、また L T A の目的はガットの原則及び趣旨に適合しなければならないと主張した。<sup>(2)</sup> また、インド及びパキスタンは、L T A は S T A と異なり重大なものであり、基本・根本的な観点に基づき取扱わなければならないとし、貿易のみならず、開発及び財政等、途上国のニーズに対応するような特別体制となるべきであると主張した。<sup>(3)</sup> 香港は、市場搅乱の評価について、個々の輸入国ではなく、中立の国際監視機関の設置を求めた。<sup>(4)</sup> しかし、これらの意見は輸入国によつて認められなかつた。結局、L T A は米国の意図に沿つて S T A と同じ性格を有するものとして、六二年から五年間の効力を有する。その目的は、途上国の経済開発に対する纖維輸出の重要性を確認し、その経済拡大及び開発を促進する一方、輸入国との市場搅乱を回避するために、編織維の貿易を合理的かつ秩序的方針により发展させるという二つのことであるとした。そして、このような保護貿易が他の部門へ拡大されないよう、その第一条では同取決めに援用する措置はあくまでも纖維貿易に限定し、短期間における特別の実践的なものであり、締約国のガットの下での権利及び義務に影響を及ぼすのではないとわざわざ強調し

た。

六五年から六六年にかけて綿織維委員会の場で行われたLTAの延長に関する交渉において、輸出国と輸入国の対立が見られた。米国は、輸入を秩序の下で管理する一方、EECの市場開放によつて、その輸入による負担を減らすという政策を継続していた。要するに、LTAを維持しながら、輸出国との輸入数量の調整を内容とする二国間協定によつて輸入国の市場アクセスを徐々に拡大していくことを主張した。さらに、この時期に交渉されているケネディーラウンドの関税削減とリンクして、LTAの更新がその前提条件であると強調した<sup>[80]</sup>。これに対して、輸出国、特にインド、パキスタン等はLTAが自由化の路線に進むよう取り決めの中で明確に定められるべきであると主張した<sup>[81]</sup>。また、インドは輸入国による市場搅乱の一方的な決定が恣意的不公平なものであるとし、その決定の客観化及び援用手続きの改善を提案した。これに対して米国は織維の自由化は既に二国間協定によつて実現されており、LTA自体の変更に強く反対した<sup>[82]</sup>。そこで、委員会は二国間協議を行つ上で、LTAのゆくえを決定することにした。米国及びEECは二国間協定によつて輸出国に対する市場アクセスの拡大を約束した<sup>[83]</sup>。これをもつて、LTAは改正されず、二国間協定による市場アクセスの拡大の形で三年間ずつ生き延びた<sup>[84]</sup>。

また、この交渉において、輸出国、とりわけ途上国間の利害矛盾が見られた。この時期に、エジプト、インド、イスラエル、パキスタン、香港、ポルトガル、スペインの途上国及び日本の既存輸出国の他にメキシコ（六二年）<sup>[85]</sup>、ジャマイカ（六三年）、コロンビア（六三年）、トルコ（六四年）、台湾（六四年）、韓国（六四年）<sup>[86]</sup>という新輸出国がLTAに加盟していた。そこで、既存輸出国と新輸出国との間に利害矛盾が現れていた。というのは、新輸出国に対する割当は前年の輸入業績に基づいて決定されるものであり、その業績が小さかつたため、新輸出国に対する既存輸出国の割当は少なかつたのである。例えば、韓国は新輸出国の立場から次のように主張した。すなわち、新

輸出国は既存輸出国よりも厳しい制限を受けており、既存輸出国に付与される未使用の輸入割当は新輸出国に回されるべきであると主張した。<sup>(87)</sup> このように、先に輸入国と割当量を二国間協定によつて約束する輸出国は、より有利な割当を獲得できるのである。輸出国はできるだけ自國の輸出量を増やすために、輸入国と妥協して二国間協定を締結する。これは、輸出国の連帶性を弱める一因でもある。米国は自らの交渉力を生かして、徹底的にこの弱点を利用し、その自由貿易主張を歪めた。例えば、上記の交渉が行われる間に、米国は日本と香港等の輸出諸国と二国間協定を締結していた。<sup>(88)</sup> 交渉において、インドは綿織維における自由化の確保を堅持していたが、最後に米国との市場アクセスの拡大を約束することによってLTAの延長を受け入れた。<sup>(89)</sup> また、輸出国の中で、競争力が弱い輸出小国は、自由貿易による競争にさらされるよりも、輸入国との二国間協定によつて、市場を確保するほうを選ぶのであろう。

その他、ガットの傘下に設置されたLTAは、輸出制限という性格を有するので自由貿易原則に基づくガットとの法的矛盾が存在している。これは、LTAの纖維輸出制限によつて、ガットに基づく自らの権利が侵害されるという、ブラジル、ウルグアイ、アルゼンチン等、LTAの加盟国ではないが、ガットの締約国である纖維輸出途上国の訴えにおいて露呈している。<sup>(90)</sup> 第三節の紛争申立てのところで検討するように、この問題はVERsによつて処理されていたのである。

## 2. LTAの規定

LTAは、六二年二月に締結され、同年一〇月から五年間効力をもち（第一二条及び第一四条）、一五の条文及び五つの附属書からなる。STA同様、その前文において、途上国の製品の輸出拡大を通じてその経済発展の拡大

に貢献するような行動を取る必要性を承認する一方、特定締約国の認定により途上国の中価格綿織維製品の輸出による市場搅乱の状態が存在することも認める。従つて、当該製品の輸出拡大の機会を増やすような方法でこの状態を取扱うために、輸出国及び輸入国との両側における市場搅乱の影響を回避する「合理的かつ秩序のある貿易原則」によつて綿織維の貿易を行うとする。この「合理的かつ秩序のある貿易原則」は、輸出国及び輸入国の利益バランスを調整するものとして、次のように具体化された。

まず、輸出国の利益を調整するために、LTAはその第二条において次のようなことを定めた。  
 ① 加盟国は今まで適用してきたガットに反する輸入制限措置をできる限り早く撤回する。そのため、毎年徐々にそれを減らし、また市場搅乱の場合を除き、ガットに反する新たな輸入制限を適用し、又は既存の輸入制限を強化してはならない（第一項、二項）。  
 ② 輸入制限を適用している加盟国は、取決めの附属書Aの定めに従つて自国市場へのアクセスを増やすなければならない（第三項）。  
 ③ 取決めの発効の前に特定製品に対する輸入割当がごくわずかなものであれば、輸入国は輸出国と協議し、それを合理的なレベルまで増やすようにする（第五項）。  
 ④ 加盟国は、加工後、再輸出のための暫定輸入という制度に基づく第三国からの綿織維の輸入に対する輸入制限をできる限り撤回しなければならない（第六項）。この条項は、輸出国が上述したNoordwijk Agreementの排除を図ろうとするものである。

次に、輸入国の利益を調整するために次のようなことが取決め第三条の中で具体化された。  
 ① 輸入制限を適用されていない特定綿織維製品が国内市場の搅乱を与える又は与えるおそれがあると輸入国が認定すれば、当該製品を輸出する国に対しこれを回避するよう協議を要請することができる。その要請においては、輸入国から輸出国へ規制すべき数量を申し入れる。これが附属書Bに定める数量より少なくてはならない。一方、輸出国が協議要請を受けたから六〇日以内に合意が得られない場合に、輸入国は特定の期間（輸出国が協議要請を受けた日から計算される

もの）において附属書Bに定めるものより多い数量までの割当を輸出国に付与することができる。ただし、この輸入制限数量を毎年5%増加しなければならない。また、輸入急増による損害が取り戻せない等緊急の場合には、輸入国が当該輸出国の綿織維製品に対して一方的暫定的輸入制限を適用することも認められる。ただし、輸入国ができるだけ早くこのような措置を減じ、撤回するようにしなければならず、綿織維委員会にそれを報告しなければならない。このように、LTAという枠組協定のもとで、輸入国は市場搅乱に関する任意的な認定に基づき特定輸出国に対して一方的又は、二国間協定により附属書Bに定める特定数量まで輸入制限をすることができ、代償を支払う義務を負わない。さらに、LTAの基本目的に反しないかぎり、輸出入国間の相互満足な取決めの適用は認められる（第四条）。つまり、市場搅乱がまだ発生していないなくても、これを防ぐという理由で輸入数量の調整が認められる。途上国の綿織維貿易の促進かつ、先進国の市場搅乱の防止というLTAの目的からすれば、この規定をもつて加盟国間の輸出自主規制·VERsに関する二国間協定が正当化されるようになつた。言い換えれば、途上国の低価格製品の競争から国内産業を保護するという先進国の政策が合法化されたものである。

ところが、ガットとの整合性を図るために、LTAは次のような規定を取り入れた。まず、その第一条では世界綿織維貿易の様式の変更によつて求められる調整を支える国際協力の特別実践的措置を数年にわたり適用する必要のあると加盟国が認識しながら、このような措置が加盟国のガットの下の権利義務に影響を与えないと定めた。具体的には、輸入制限措置を適用された加盟国がそれによつて重大な損害を被ると認めるとき、ガットの二三条の紛争処理手続きを適用することが妨げられない（第七条）。次に、締約国團によつて設置され、取決めの加盟国の代表によつて構成された綿織維委員会が、①綿織維の貿易について研究すること、②取決めの活動を毎年締約国團に報告を提出すること、③加盟国の要請に応じて取決めの解釈又はその適用について勧告を下すこと、そして④取決め

の存続について検討することをその任務にしている（第七条三項、第八条）。つまり、ガットはこの委員会を通じて綿織維の貿易をその枠組みから完全に逸脱させずに監視しようとしている。しかしながら、ガットの自由貿易原則を逸脱して、綿織維を「合理的かつ秩序のある貿易原則」によつて扱う以上、この努力は限界がある。また、制限措置が綿織維の特別的問題を取扱うものであるため、他の分野まで適用されるのではないと規定している（第一条）。しかしながら、輸入国による制限措置を回避するため、輸出国が綿織維製品に直接競争する代替製品の輸出へ移転することを予想して、第六条では次のように定める。すなわち、取決めの適用対象を拡大する意図がないが、この取決めを阻害するよう綿織維に直接競争する代替織維の輸入が非常に増加していると輸入国が認めるとき、関係する輸出国にこの問題の調査、かつこの阻害防止に関する協議を求めることができる。六〇日以内協議によつて合意が得られない場合に、輸入国は第三条に従つて当該製品の輸入を制限することができる。また、関係する加盟国はこの問題を綿織維委員会へ付託することができる。綿織維委員会が当該加盟国に対して適切な勧告を下す。この規定をもつて、先進国の綿織維のみならず、織維産業全体が輸入制限措置という確実な方法によつて保護されるようになるのである。

以上みてきたように、STAに比べてLTAの下では、輸入国への市場アクセスはより改善されるが、ガットに違反する輸入制限措置は撤回されるのではない。STA/LTAは「市場搅乱に関する決定」を根拠に、低価格の綿織維を輸出している供給国を他の供給国と区別し、その輸出増加を回避するために、セーフガード措置の発動又はVERsに関する二国間協定の締結の権限を輸入国に与えたのである。LTAの下では、市場搅乱の回避に限つて輸入制限の適用が認められるが、その市場搅乱の判断を輸入国に一方的に委ねる結果、輸入制限は例外というより通常的に援用されるようになった。さらに、ガットの自由貿易原則を逸脱するSTA、LTAは、最終

的に自由貿易原則に復帰するよう五年間しか効力をもたないものであつたはずだが、実際には六七年及び七〇年の二度にわたり延長された。

### (三) 多繊維取決め (Multi-fiber Arrangement-MFA)

#### 1. M F A の交渉

六〇年代の後半、日本をはじめ、日系繊維企業の投資の下で香港、韓国、台灣等幾つかの途上国では技術革新が進み合成繊維が開発され、L T Aによる綿繊維の制限を逃れた形での輸出に成功して<sup>(93)</sup>いた。合成繊維の輸出の急増を恐れる米国の国内企業は政府に再び圧力をかけていた。<sup>(94)</sup>例えば、繊維産業の支持を受けるため、六八年の大統領選挙の運動において、候補者三人とも毛糸及び合成繊維まで輸入数量制限を拡大していくことを約束した。<sup>(95)</sup>選挙の後、ニクソン大統領は約束の実施に、行政府に対しても毛糸及び合成繊維への輸入制限に関する取決めの用意を命じていた。<sup>(96)</sup>これを受け、六九年に米国はL T Aをすべての繊維に拡大させるようEECと交渉していた。

しかしながら、米国市場に毛糸及び合成繊維を輸出する主要国でもあるEECは、自らの輸出が制限されることを懸念し、この提案を受け入れなかつた。<sup>(97)</sup>そこで、米国はL T Aの交渉経験を生かし、EECの支持を得るよう、アジアの輸出主要国と毛糸と合成繊維の輸出制限に関する二国間協定の締結に着手ははじめた。<sup>(98)</sup>合成繊維の輸出主要国である日本との交渉は高官レベルで六九年から三年をかけて行われた。最後の段階で、ニクソン大統領は日本及びアジア輸出諸国が毛糸及び合成繊維のV E R sを受け入れないのなら、これらの国に対して一方的輸入制限を課するという警告さえしていた。<sup>(99)</sup>その結果、日本は七一年に毛糸及び合成繊維のV E R sを余儀なく受け入れた。

この間、米国は既にマレーシアと毛糸及び合成纖維に関する通商協定を締結していた。また、七一年一二月から七年一月にかけて<sup>(102)</sup>、米国は香港、韓国及び台湾と同様の二国間協定を締結した<sup>(103)</sup>。

これを背景に、七二年に纖維貿易問題を取扱うガットの理事会の会合において、纖維貿易問題を検討する作業部会の設置という事務局長の提案は—すべての多国間取決めが制限の性格を有するように設定される傾向があり、またこのような作業部会の検討はそのような取決めへの準備そのものであつてはならない等、輸出国が懷疑的見解を示したが—認められた<sup>(104)</sup>。作業部会は同年一二月に報告書を提出した<sup>(105)</sup>。七三年四月に、理事会は、作業部会に対しても、纖維貿易問題への可能な多角的解決案を検討するよう命じていた<sup>(106)</sup>。作業部会の検討は、纖維貿易に関する交渉へのステージを提供したものである。ここで、途上国における纖維の重要性、さらに監視体制の強化及び市場搅乱の定義の改正に関する認識が高まつた<sup>(107)</sup>。

交渉において、米国はLTAをすべての纖維に拡大し、取決めの基本目標に反しないVERsの二国間協定を自由に締結することを主張した<sup>(108)</sup>。また途上国からの纖維製品の輸入増加による負担を分ち合うように、EEC等の輸入国が市場アクセスの更なる拡大をすべきであり、VERsの効果を妨げられないように強調した<sup>(109)</sup>。EEC内部には、自由貿易を支持するドイツと、纖維の規制を主張する英国、フランスとの対立が見られ、主張がまとまらなかつたが、米国が輸入制限を発動すれば、アジア諸国の纖維製品が地域に流入する傾向を懸念し、全一本として米国の主張に反対してはいなかつた<sup>(110)</sup>。

途上国は、輸出国の立場から先進国の保護主義に反対しているが、内部においては輸出大国対輸出小国、既存輸出国対新輸出国の利害矛盾が見られ、統一したグループではない。国連の多国籍企業研究センターは纖維を輸出する途上国を次のようなグループに分けていた。①纖維に関しては韓国、台湾、香港等は最も競争力のある輸出主要

国である、②ブラジル、中国、インド、パキスタン、フィリピン、シンガポール、タイ等は特定産品(主に綿織維)における競争力の優れる国である、③コロンビア、マカオ、マレーシア、メキシコ、及びスリランカ等は輸出主要国に対する先進国の輸出制限措置により、輸入割当が確保される輸出小国である。<sup>(12)</sup>また、前述のように、先進国との二国間協定による輸入割当は、途上国間の利害矛盾を作り出した一因でもある。そのため、途上国内で L T A をすべての織維に拡大することについて意見が一致しなかつたのである。例えば、香港は、無秩序の状態よりも何らかの法的枠組みが望ましいと主張し、この提案に反対しなかつた。また、中進国であるスペインは、新しい取決めが輸入国による差別の撤回、市場搅乱に関する多角的監視体制の強化、市場アクセスの改善等の条件を満たさなければならぬとした。<sup>(13)</sup>そして、インドとスリランカとの対立、いわゆる既存の輸出国と新輸出国との利害矛盾も見られた。<sup>(14)</sup>

結局、交渉において、織維の国際貿易に関する取決め (Arrangement Regarding International Trade in Textile-MFA)<sup>(15)</sup> の締結を七三年一二月と認め、翌年一月より発効した。<sup>(16)</sup>同年一一月に締約国団はガットとの法的関係を検討せずに、この取決めを認めた。<sup>(17)</sup>

## 2. M F A の規定

M F A は L T A の代わりに七四年一月から四年効力を有し (第一四条、第一六条)、貿易の拡大、その障壁の削減、及び国際織維貿易の自由化の促進とともに、織維貿易の秩序かつ衡平な発展の確保、輸入及び輸出国の個別市場、生産路線における搅乱効果の回避をその目的にしている (第一条二項)。また、この取決めの下で適用される行動は加盟国の産業調整過程を阻害するものであつてはならず、国際競争力の低いビジネスが生存可能な生産工程

又は他の経済部門へ移転することを促進し、かつ途上国の纖維輸出の市場アクセスを増加するという適切な社会、経済政策に随行するものでなければならないとした（第一条四項）。ここで、LTAに比べてMFAの下では、輸入制限措置の適用の目的に変更が見られた。つまり、枠組協定であるMFAの下で、輸出入国間の市場アクセスの調整を内容とする二国間協定は「合理的かつ秩序のある貿易」手段として国内産業を保護するもの（LTAの規定）ではなく、輸入国の経済部門間の調整の助けとなるのである。

MFAはLTAと比較して、次のような点が異なる。

第一に、適用の対象商品は拡大された。MFAでは途上国の伝統的、手作りの工芸品を除き、綿繊維から毛糸及び合成繊維及びアパレル製品に拡大される（第一二条）。

第二に、輸入国による市場搅乱の決定、輸入制限の適用等を監視する第三者が設置された。MFAの機構としては纖維監視機関（Textile Surveillance body—TSB）が設置され、市場搅乱及び輸入数量制限に関する他、加盟国間の紛争を処理する機能を有する。ただし、TSBの勧告は拘束力のあるものではなく、加盟国は勧告の実施への努力義務しか負わないものである。もつとも、勧告を実施できない場合には、その理由を説明しなければならない。加盟国は、ガットの紛争解決手続きを利用する前に、TSBに紛争の問題を委託しなければならない（第一条）。また、纖維委員会（Textile Committee）がガットの枠組みの下でMFAの運用に当たる最高機関としてすべての加盟国によって構成され、LTAの綿繊維委員会の代わりに設置された。この委員会が少なくとも年一回会期を開きTSBが付託した問題について取扱い、取決めの運営についてガットに報告する（第一〇条）。

第三に、市場搅乱の基準が設けられた。輸入国は市場搅乱を決定するに当たり、次のような基準に従わなければならぬ。国内生産者に対する重大な損害又はその現実のおそれがある存在し、かつその損害が技術上の変化又は消費

者の選好が同様の産業又は部門において製造された同種製品又は直接競争製品へ移ること等ではなく、次のような要因によって生じたものでなければならない。(1)特定產品の輸入が実質的に急増しており、またこのような増加が推測又は単なる可能的な発生によるものではなく、計り得るものに基づいて決定されなければならない。(2)これらの產品の価格が輸入国市場において比較可能な数量のある同種產品のそれより実質的に安いものである。こうした価格は国内產品及び他の輸出国のそれと比較されなければならない。そして、重大な損害又はその現実のおそれの決定に当たり、加盟国は生産高、生産性、操業性、在庫、市場占拠率、輸出、雇用、国内価格、利潤、投資等の同国内の当該産業の発展に影響する適切な要因の調査に基づかなければならない。また、これらの要因が単独でも複数の要素との組合わせによつても、必ずしも決定的な判断の基準となるものではない。(附属書A)。このように、輸入国が市場搅乱を決定する際、国内産業の重大な損害又はそのおそれと輸入増加との因果関係が存在しなければならないのである。ただし、市場搅乱が事実上起つていないのである場合においても、輸入国の市場搅乱及び輸出国の繊維貿易の破綻を回避する一方、繊維貿易の拡大、秩序的な発展並びに加盟国の平等な取扱いを図るために、輸出国と輸入国はMFAの目的に反しない二国間協定を交渉し、締結することができる(第四条)。

また、市場搅乱が存在することを認め、輸入制限措置を適用するに当たり、輸入国は輸入割当を毎年六% (LT A)の下では市場アクセスの増加は五%と規定されていた) 増加しなければならない(附属書B)。緊急の場合による一方的な輸入制限は原則として一年間で、一定量まで(附属書B)と規定されている。また、“swing”(ある產品の未使用の輸入割当は他の產品に転用されることができる)、“carry forward”(翌年度の輸入割当を利用することができる)、“carry over”(未使用の輸入割当を翌年度に転用することができる)等、二年以上制限対象の產品に対する輸入割当の柔軟な適用が認められる(附属書パラV)。その他に、委託加工による輸出に対する特別かつ異なる待

遇への考慮は取入れられる（第六条六項）。また、市場搅乱の防止のために合意された割当量は第三条の下で課される輸入制限のそれより多く輸出国に与えなければならない。

第四に、新輸出国及び輸出小国、綿織維輸出国等の途上国に対する有利な区別が設けられる。ここで、既存の輸出国へ不当な損害、かつ現存の貿易パターンに重大な歪曲を与えないという条件で、MFAは市場新規参入の途上国への配慮として、それらに対しても過去の輸出業績を輸入割当の付与基準としてはならないのである（第六条二項）。

以上のように、市場搅乱の決定が輸入国の任意によるというLTAに比べてMFAの下では市場搅乱の決定にする客観的な基準の設定、輸入制限の適用等を監視する第三者—TSBの設置、そして輸入国内の産業調整への助けという輸入制限措置の目的を明確化することにより輸出国の権利が一歩確保されたように見える。しかしながら、輸入国による市場搅乱の決定に関するTSBの勧告に拘束力がないため、結局市場搅乱の認定及び輸入制限措置の適用が輸入国の任意によっておこなれる。そのため、市場搅乱を認定する第三者の存在しないLTAの時から状況は事実上ほとんど改善されていないのであった。

### 3. MFAの動き

MFAの発効後、米国は輸出主要国との二国間協定を素早く再交渉し締結し直していた。これに対して、EEC構成国はそれぞれの織維に対する政策が存在しており、自由貿易を主張するドイツ及びデンマークと保護主義を強調する英國、フランス及びイタリアなどの対立が見られ<sup>[18]</sup>、七四年に漸く共同政策が定められた。その内容とは、①地域へ輸入される織維製品に対する構成国の負担率の設定。また、輸入が増加する場合に、それによる衡平な負担

を構成国が分ち合うために、負担率は過去の輸入量、国内総生産、人口等の指標に基づいて設定される。②輸出主要国との二国間協定の締結。具体的に、七五年にEECは、香港及び台湾と、七六年に韓国と二国間協定を締じていた。それまでに途上国の产品は米国の市場からEEC市場に相当量流入しており、七六年において、EECは繊維製品の輸入大国となっていた。これを背景に、EECの繊維業界における国内企業は、ヨーロッパ連盟繊維機構 (Pan-European Textile Organization— Comitextile) 及びヨーロッパ衣類産業協会 (European Clothing Industries Association) を通じてEC委員会に国内産業を保護するよう圧力をかけている。例えば、七六年五月に、繊維機構及び衣類産業協会は、EEC事務局に対して、繊維製品の制限の適用を要求していた。その中で、最も重要な主張とは、韓国、台湾、香港極東三地域の輸出主要国が繊維産業の工業国であり、これらの国を他の途上輸出国と区別して前者の輸出をより厳しく制限するということである。後で詳しく検討するが、この区別の要請の背後にはEECの繊維特恵を受けるACP諸国及び地中海諸国に進出しているEEC構成国の多国籍繊維企業と極東三地域に多く進出している日系多国籍企業との利害対立が存在しているのである。そこで、七六年一二月から七七年七月にかけて繊維委員会の場で行われるMFAの未来に関する交渉において、EECは保護性格の強いMFAの修正を強く主張し、交渉の指導力を握っていた。EECは問題となっている低価格の繊維製品を安定化するための、MFAからいわゆる、「合理的な離脱」を主張した。その内容とは次のようなものである。①輸入割当の決定に採用される期間の自由選択、交渉前の輸入割当量の事前設定。要するに、輸出国が輸入国と輸入割当について交渉する前にできるだけ輸出量を増やすことによって、その供給国の過去の輸入業績に基づき決定される輸入割当を増やすことを防ぐのである。②二国間協定、一方的輸入制限に対するTBSの中立機関としての監視機能よりも、加盟国の紛争解決への調停機能を重視すべきであること。③低価格、輸入量の累積、輸入国の国内消費の増加率等の要素を市

これに対し米国は輸出主要国との二国間協定によつてその市場における輸入量を既に調整しており、修正のないMFAの延長を主張していた。<sup>[125]</sup>

また、途上国は、制限性格の強いMFAに反対し、修正のないMFAの延長がその輸出にとつて最良のものであると認識している。ただし、既に指摘したその内部矛盾がまた現れ、意見の不一致が見られた。例えば、EEC及び米国市場に依存している香港や輸出大国である韓国は、その輸入割当の削減を懸念してMFAの現状維持を主張している。<sup>[126]</sup>これに対して、インド、パキスタン及びブラジル等、より依存度が少ない途上輸出国は、MFAの自由化を求めていた。<sup>[127]</sup>

以上の対立のため、七七年七月の交渉において、MFAの延長に関する結論が見出されていない中で、繊維委員会は、二国間交渉を進めていた。<sup>[128]</sup>

そこで、EECは低価格の輸入産品を制限するために、すべての繊維製品を五つのカテゴリーに分類し、同時に低価格製品を輸出する主要国との交渉に着手しはじめた。<sup>[129]</sup>その交渉戦略とは、MFAの枠外の一方的・数量制限の適用を警告しながら、輸出主要国に二国間協定の締結を押し付けることであった。<sup>[130]</sup>実際に、EECは、アジア諸国への輸入割当を削減し、ACP諸国及び地中海諸国にその割当を振り分けた。<sup>[131]</sup>さらに限定されている市場アクセスの枠組みにおいて、先に二国間協定を締結する国はより有利な輸入割当が与えられる事などを約束している。その結果、EECは途上輸出国の二〇カ国と二国間協定を締結する事ができた。<sup>[132]</sup>

これを受けて、七七年一二月に開かれた纖維委員会において、MFAの四年の延長（MFA II）が決定された。この決定は次のように「合理的な離脱」をMFAに導入することでMFAの条文を修正したように思われる。すな

わち「MFAの枠内における協議及び交渉は、第四条三項あるいは第三条三項及び四項に基づく多様可能な解決を得るよう、公平かつ柔軟な態度で行われなければならない。上記の条文は、特定の場合において特定の要件から共同に合意された合理的な離脱に関する可能性を含めるのである」(傍線一筆者)<sup>[13]</sup>。このように、MFAの当初の目的を侵害し、その規範から逸脱し、繊維貿易がガットの自由貿易原則からさらに遠ざかるもどとなつた。<sup>[133]</sup>

MFA IIの期間中、繊維供給国であるEECへのアパレル輸出が著しく増えていた。そこで、EECの有力な国内企業はすべての繊維輸出国に対して、いわゆるグローバルな割当規制を適用することまで政府に圧力をかけた。<sup>[134]</sup>これを背景に八一年にMFAの延長(MFA III)に関する交渉が行われた。そのため、輸入最大地域であるEECは交渉の主導権を握り、他の輸入国よりも貿易制限の立場を強調した。<sup>[140]</sup>交渉の妥協の結果、八一年から五年の効力を有するMFA(MFA III)の延長に関する議定書<sup>[141]</sup>が採択され、貿易制限の色合いがより強調された。<sup>[142]</sup> MFA IIIの下では、「合理的な離脱」の規定が排除されたが、「繊維輸入の急増防止(Anti-surge mechanism)」の規定が導入された。<sup>[143]</sup>要するに、輸出国が二国間協定で合意された割当を短期間に利用することによって輸入国の産業が重大な損害を与えるれば与えられるおそれがある場合に、輸出国はこの割当の調整を認める。その条件として、輸入国は衡平な代償を支払わなければならぬ。<sup>[144]</sup>その他、輸出主要国に対する割当の削減もMFA IIIに導入された。<sup>[145]</sup>これを受けて、EEC及び米国は輸出国と協議を行い、二国間協定あるいは一方的措置により多くの貿易制限を実施しているのである。<sup>[146]</sup>

そしてウルグアイ・ラウンドの交渉中、八六年から九一年まで効力を有するMFA IVは貿易制限を維持し、適用対象を綿織維、合成織維、毛糸織維から絹、ラミー等織維にまで拡大した。この適用対象の拡大はとりわけラミー貿易に著しく力を入れているインドと中国を対象としている。<sup>[147]</sup>

以上見てきたように、日本、韓国、香港、台湾等アジア輸出主要国をはじめ、途上国の低価格綿織維製品の輸入によるEEC及び米国を中心とする先進輸入国の国内産業の一時的な困難を解決するという趣旨で、STA/LT Aはガットの自由貿易原則を一時的に逸脱し、設立されたものであった。しかしながら、綿織維のみならず人造織維をも適用対象とするMFAはこれに取り換り、二〇〇年程生き延び、しかもその適用対象及び保護主義的性質が益々増加していたのである。

こうした織維取決めは自由貿易の道を逸脱するものの、ガットから完全に離脱するものではなく、ガットの下で締約国に付与した権利及び義務に影響を及ぼすのではないと規定し、ガットとの整合性を図ろうとした。つまり、その加盟国はガットの紛争解決手続を利用することが妨げられるのではない。ソリド、ガット対MFAの矛盾がどのように処理されていったか、織維貿易を巡る紛争の申立てを見てみよう。

## 注

- (1) John H. Jackson, *World Trade and the Law of GATT*, The Michie Company/ Virginia, 1969, John H Jackson, *Restructuring the World Trading System*, The Royal Institute of International Affairs, 1990.
- (2) John H. Jackson, *The World Trading System*, The MIT Press, 1989, pp. 32-34.
- (3) *Ibid.*
- (4) ガットの組織については、小寺 彰「GATTの国際法的地位」『貿易と関税』、一九九〇年一月号、四一一四二頁を参照。
- (5) 佐分晴夫、「国際貿易憲章と『发展途上国』」「国際法外交雑誌」、七七卷二号、一九七八年、一一四〇頁。  
佐分晴夫、「GATT/WTOと地域統合」国際法学会編『国際取引』、三省堂、一九九〇年、一四一一一四九頁。

- (7) ロバート・E・クラック著、小森光夫編訳、『ガットと途上国』、信山社、一九九二年、一四四頁。多くの論者が非相互主義と特惠待遇の政策の受け入れの進展と同じ時期の途上国に対する保護主義や差別の増大との間の関連性を指摘した。これに「こゝでせ」F. Leutwiler et al., *Trade Policies for a Better Future*, Geneva, 1985, pp. 20-21, C.M. Aho and J. D. Aronson, *Trade Talks: America Better Listen!*, New York, 1985, pp. 96, 98; A. O. Krueger and C. Michalopoulos, "Developing Country Trade Policies and the International Economic System", in E. H. Preer ed., *Hard Bargaining A head: US Trade Policy and Developing Countries*, New Brunswick, 1985, pp.51-53; R. E. Hudec, *The GATT Legal System and World Trade Diplomacy*, Geneva, 1975, p. 211.
- (8) 開発の国際法における規範の二種性については、久川あさ子・西海真樹、「開発の国際法における『規範の多種性』論」『世界法年報』第一二号、一九九二年、西海真樹、「南北問題と国際立法」、「国際法外交雑誌」、九五巻六号。
- (9) 柳赫秀、「W T Oと途上国—途上国の「体制内化」の経緯と意義・上、中、下—」『貿易と関税』、一九九八年七月号、九月号、一〇〇〇年七月号、一〇月号。
- (10) いわゆる織維産業 (textile) は「天然繊維、化学繊維の原料から製品までの生産・流通・販売のすべてを網す」といふ意味で、平井東幸『織維業界』、産業界シリーズ No.653、教育社新書（以降平井東幸、『織維業界』と略す）、「五一—一六頁に述べる織維産業の定義を利用する。
- (11) Frederick Clairmonte & John Cavanagh, *The World in Their Web, Dynamics of Textile Multinationals*, Zed Press, 1981(以下 Clairmonte & Cavanagh, *The World in Their Web* と略す), pp.165-197; Neils Blokker, *International Regulations of World Trade in Textile*, Martinus Nijhoff, 1989(以下 Blokker, *International Regulations of World Trade in Textile* と略す), pp. 3-7.
- (12) 編、麻、毛、絹等の天然繊維及び縫製設備が小額の資金及び技術しか求めないが、人造繊維 (man-made fibers) は資本技術集約的なものである。平井東幸、『織維業界』の他、Michel A. Amsalem, *Technology Choice in Developing Countries : the textile and pulp and paper industries*, MIT Press, 1983, pp. 1-25を参照。

- (13) 平井東幸、『織維業界』を参照。
- (14) 例えば、「一般協定」一条二項(特惠関税)、二二条二項(数量制限の一般的禁止の例外である農業品目に対する数量制限)、一一条(国際収支の擁護のための制限)、二八条(経済開発に対する政府の援助)、一九条(特定產品の輸入に対する緊急措置)、二〇条(一般的例外)、二二条(安全保障のための例外)、二五条五項(義務免除)等である。ガットの例外条項の効果及び機能については A.Weber, "Safeguards in International Economic Organization in Times of Crisis", 27 *German Yearbook of International Law*, 1984, pp. 212-219を参照。
- (15) General Agreement on Tariffs and Trade (GATT), Article 19.1. 同協定の日本語訳については、外務省経済局監修、世界貿易機関を設立するマウナカハワ協定 WTO、日本国際問題研究所を参照。
- (16) Kenneth W. Dam, *The GATT: Law and International Economic Organization*, Chicago Press, 1970, pp. 105-106.
- (17) John H. Jackson, *The World Trading System*, MIT Press, 1989, p. 150.
- (18) セーフガードの適用は、貿易の自由化による対国内産業の損害を回避でき、その緊急輸入制限によってその産業が競争力を再び獲得し、要するに国内産業の調整コストを軽減するところ調整コスト説があるが、これは輸入国の社会全体の利益になることは議論されてしまう。Alan O. Sykes, "Protectionism as a "Safeguard": A Positive Analysis of the GATT "Escape Clause" with Normative Speculations", 58 *University of Chicago Law Review*, 1991を参照。
- (19) ふねきぬ安全弁説及び公共選択説については Robert Lawrence & Robert Litan, *Saving Free Trade: a pragmatic approach*, Brookings Institution, 1986, pp. 23-24.
- (20) 同上、五一页、Kenneth W. Dam, *The GATT: Law and International Economic Organization*, Chicago Press, 1970, p. 99.
- (21) 一九条は「れんにひいて触れてゐたる、長期にわたつて議論された」。相対的輸入増加が認められるのであれば、緊急輸入措置を適用すると外国の生産者に産業構造調整の費用負担を強いることとなる。また相対的増加の概念それ自体が、保

護主義的手段として機能する危険性を潜在的に有していると指摘された。例えば、経済状況が全体的に沈迷してしまえば、国内消費の減少に対し輸入制限という形で外国生産者に負担を強いる可能性が高く、国内企業伸長の格好の機会になるといふのである。これについで、John H. Jackson, *World Trade and the Law of GATT*, 1969, p. 558を参照。しかし、最終的には、東京ラウンドのセーフガードコード草案には、輸入増加に「相対的増加」が含まれている。東京ラウンドのコード草案については、*Draft Integrated text on Safeguards*, GATT Doc., MTN/IFN/26 (21 June, 1978), *Safeguard : Note by the Secretariat*, GATT Doc., MTN/SG/TW/47 (11 April, 1979) を参照。一方、輸入増加の調査対象期間については、各締約国の国内法に委ねられている。例えば、米国国際貿易委員会 (International Trade Committee—ITC) は輸入増加に関する申立が行われた日直前の5年間を調査対象期間としているが、適切であると認める場合にはこれと異なる期間を設定する場合もある。又、ECの場合には、調査開始の前の二年から五年の期間を調査対象期間としている。すなわち、輸入増加の最終的決定に実質的な影響を与える調査期間の設定は、輸入国自身に自由裁量が認められるのである。

- (22) Gerard and Victor Cruzon, "The Management of Trade Relation in the GATT", in Susan Strange, *International Economic Relations of the Western World, 1959-1971*, Oxford University Press, p. 224.
- (23) M.C.E.J.Bronckers, *Selective Safeguard Measures in Multilateral Trade Relation*, 1985, pp. 68-69.
- (24) GATT Analytical Index, *Guide to GATT Law and Practice*, WTO, 1995, p. 521.
- (25) M.C.E.J.Bronckers, *Selective Safeguard Measures in Multilateral Trade Relation*, 1985, p. 101; A.Wm.Wolff, "Need of New GATT Rules to Govern Safeguard Action", in W.R.Cline, ed., *Trade Policy in 1980s*, Institute for International Economics, 1982, pp. 377-378.
- (26) 柳赫秀、『ガハム1の条と国際通商法の機能』、東京大学出版部、一九九四年、一一四頁。
- (27) 米国は日本織維産業の開發に支援すべきとの見解を示した。Sato Hideo, *The Crisis of an Alliance : The Politics of US-Japanese Textile Trade : 1969-1971*, University of Chicago, 1979, p. 24.

- 説  
経済研究所、一九八〇、一月—一〇月。
- (28) Blokker, *International Regulations of World Trade in Textile*, pp. 94-95' アジア経済研究所編、『発展途上国の織維産業』、アジア論

(29) GATT, *International Trade* 1955, p. 64.

(30) 例へば、日本への織維製造者協会（Association of Cotton Textile Manufacturers）は輸入に对抗する戦略を着手してゐた。Vinod K. Aggarwal, *Liberal Protectionism The International Politic of Organized Textile Trade*, University of California Press, 1985(訳文) Aggarwal, *Liberal Protectionism* (訳文), p. 44.

(31) John Lynch, *Towards and Orderly Market : An Intensive Study of Japan's Voluntary Export Restriction as a Foreign Commercial Policy with Special Reference to Japanese Cotton Textile 1930-1962*, 1987, pp. 20-28.

(32) 赤根谷達雄「日本のガット加入問題」、『ルジャーマ理謬』の分析視角による事例研究、東京大学出版会、一九九二年、九五一九六頁。

同上。

(33) 同上。

(34) Gardner Patterson, *Discrimination in International Trade : The Policy Issues 1945-1965*, Princeton University Press, 1966(訳文) Gardner Patterson, *Discrimination in International Trade : The Policy Issues 1945-1965* (訳文), p. 276.

(35) 日本のガット加入問題について、よりあくまで赤根谷達雄「日本のガット加入問題」、『ルジャーマ理謬』の分析視角による事例研究、東京大学出版会、一九九一年、Patterson Gardner, *Discrimination in International Trade : The Policy Issues 1945-1965*, pp. 270-300を参照。

(36) Aggarwal, *Liberal Protectionism*, p. 56.

(37) Maizels Alfred, *Industrial Growth and World Trade*, Cambridge University Press, 1963.

- ガット／W T Oにおける発展途上国の位置の変化(一) (Vu Thi Hong Minh)
- (38) Harvey Lazar, *Politics and Public Policy in the Lancashire Textile Industry*, Ph.D. diss., University of London, 1975(眞澤 Lazar, Harvey, *Politics and Public Policy in the Lancashire Textile Industry*), p. 145.
- (39) *Ibid.* p. 237.
- (40) Aggarwal, *Liberl Protectionism*, p. 62.
- (41) GATT, *Final Report by the Secretariat*, Doc.L/1164, p. 30.
- (42) Jean Louis Juvet, "The Cotton Industry and World Trade", *I.J.W.T.L* 5, 1967, p. 554.
- (43) *Ibid.* p. 552.
- (44) GATT, *Final Report by the Secretariat*, Doc.L/1164, p. 30.
- (45) GATT, "United States request for waiver in connection with section 22 of the Agriculture Adjustment Act", L/315, 1955 ; *B/SD* 3 S., pp.32-38.
- (46) Jean-Louis Juvet, "The Cotton Industry and World Trade", *I.J.W.T.L* 3 , 1967, p. 553.
- (47) Vinod K. Aggarwal, with Stephan Haggard, "The politics of Protection in the U.S. Textile and Apparel Industries" in John Zysmant and Laura Tyson, *American Industry in International Competition Government Policies and Corporate Strategies*, Cornell University Press, Ithaca and London, 1983(眞澤アガーウォル、ハガード、"The politics of Protection in the U.S. Textile and Apparel Industries" - 真澤アガーウォル), p. 273.
- (48) 7 U.S.C. 1854, 1988.
- (49) John Lynch, *Towards an Orderly Market : An Intensive Study of Japan's Voluntary Quota In Cotton Textile Export*, Tokyo Sophia University Press, 1968.
- (50) GATT, *Textile and Clothing in the World Economy*, Geneva 1984, p. 64.

- 説論
- (51) W.Hunsberger, *Japan and the United States in World Trade*, New York 1964, p. 325.
- (52) Aggarwal, *Liberal Protectionism*, pp. 63-73.

(53) Pastore Hearings, 1958, p.1744. やなわら、ACMI の戦略として、(1)国会への効果的なコントロールを復帰する、(2)輸出促進の通商政策の基本的目的を国内産品の育成へと変更する、(3)高価格の繊維製品と低価格の繊維製品との差別待遇を回避するため、「輸入数量制限及び関税割当を含む輸入制限が高価格製品及び低価格製品に適用する」、(4)通商政策における外務省の支配力を排除するために連省通商協定委員会のシステムを停止する。Minute, ACMI, November 14, 1957, Vinod K. Aggarwal, with Stephan Haggard, "The politics of Protection in the U.S. Textile and Apparel Industries", p. 275.

- (54) *Ibid.*, pp. 76-78.
- (55) GATT Document Spec. (59) 222, pp. 4-5.
- (56) GATT Document Spec. (59) 261, p. 3
- (57) *BISD* 9 S., pp. 27-28.
- (58) Harbaler Report
- (59) Decision of 17 November 1958, *BISD*, 7 S., pp. 27-29.
- (60) Second Report of Committee III, adopted on 19 November 1959, *BISD* 8 S., pp. 135-141.
- (61) *BISD* 9 S., p. 106.
- (62) *Ibid.*, pp. 26-27.
- (63) *Ibid.*
- (64) *Ibid.*
- (65) *Ibid.*

ガット W T Oにおける発展途上国の位置の変化(一) (Vu Thi Hong Minh)

- (84) (83) (82) (81) (80) (79) (78) (77) (76) (75) (74) (73) (72) (71) (70) (69) (68) (67) (66)  
Ibid.
- Blokker, *International Regulations of World Trade in Textile*, pp. 81-82.  
その提案の中に、米国は繊維及び繊維製品に関する多国間取決めの構想を申し出た。
- GATT Document, Spec(61)229, July 17, 1961.
- GATT Document, L/153, p. 3.
- GATT Document, Spec(61)229, July 17, 1961., p. 2.
- Ibid.
- Daily News Record, July 24, 1961.
- Aggarwal, *Liberal Protectionism*, pp. 83-87.
- Cotton Textiles Arrangements Regarding International Trade Drawn up on 21 July 1961, BISD 10 S., pp. 18-23.
- GATT Document, L/1659, p. 4.
- Ibid., p. 17
- Ibid., p. 20.
- Aggarwal, *Liberal Protectionism*, p. 87.
- COTM/5., p. 17.
- Ibid., p. 12.
- Ibid., p. 17.
- 輸出国へ米国、日本との市場アクセスに関する交渉についても、Aggarwal, *Liberal Protectionism*, p.109.  
LTAの延長に関する議定書にて述べ、BISD 15 S., pp. 56-57を参照。

- (85) *BISD* 11 S, 1963, pp. 25-42.
- (86) *GATT/LEG/1, Status of Legal Instrument*, 12-1, 2, 13, 14, Blokker, *International Regulations of World Trade in Textile*, p. 114, note. 118.
- (87) *Ibid.*, p. 21.
- (88) *Daily News Record*, March 30, 1966, September 19, 1966.
- (89) COTM/8, p. 13.
- (90) SR.21/11, p. 134, Blokker, *International Regulations of World Trade in Textile*, p. 133, note. 195.
- (91) SR.21/5, p. 73, SR.21/7, pp. 88-89, 90. トウシムラカニハルスの本題は「レーヨン」 Blokker, *International Regulations of World Trade in Textile*, pp. 246-272を参照。
- (92) Cotton Textiles Long-Term Arrangement Regarding International Trade in Cotton textiles, Done at Geneva on 9 February 1962, *BISD* 11 S., pp. 25-41' 第111条及び第1回条を参照。
- (93) Pamela A.Bannon, "Trade Relief: A benefit or Burden for the Textile and Apparent Industries?", *19 N.Y.U.Journal of International and Politic*, pp. 701, 709, 1987. トウシムラカニハルスの指置(輸入制限)や綿織維の特別問題を取扱うので、他の分野に適用されないことを前提とすれば、同協定の締結当時、合成繊維の輸出増加は既に予測されたといふ指摘された。 Blokker, *International Regulations of World Trade in Textile*, pp.145-146; Aggarwal, *Liberl Protectionism*, p.266, note 2を参照。
- (94) Vinod K. Aggarwal, with Stephan Haggard, "The politics of Protection in the U.S. Textile and Apparel Industries", p. 294.
- (95) 六八年選舉の候補者 Rechard Nixon, Hubert Humphrey, George Wallace, John Greenwald and Scott Hoing, "The United States and the MFA IV: Opportunities Lost", *19 Law and Policy International Business*, 1987, pp. 171, 181, note. 34.
- (96) *Ibid.*

ガット/WTOにおける発展途上国的位置の変化(一) (Vu Thi Hong Minh)

- (97) 米国は一九六一年に既に日本と合成繊維の輸出制限に関する交渉を行つたが、日本に拒否されたと指摘された。Aggarwal, *Liberal Protectionism*, pp. 118-120.
- (98) 米国へ日本、韓国、台湾及び香港やれやれとの「国間協定」にて、Malcolm D.H.Smith, "Voluntary Export Quotas and U.S. Trade Policy-a New Nontariff Barrier", *Law and Policy in International Business*, 1973, pp. 10-15
- (99) I.M. Destler, Haruhiro Fukui, Hideo Sato, *The Textile Wrangle-Conflict in Japanese-American Relations*, London and Ithaca, 1969-1971, 1979, pp. 96, 275-314.
- 亘島邦也 COM.TEX/SB/3, pp. 415-427 に記載された。
- ノルマの通達は一九七〇年九月八日より締結された。COM.TEX/SB/3, pp. 38-40.
- GATT Document, L/3797, p. VIII-27.
- ノルマの通達は GATT Document, L/3668 に記載された。
- C/M/77, pp. 6-12
- C/M/78, pp. 3-7.
- L/3797
- C/M/86, pp. 1-3.
- TEX/W/29/Rev.1.
- TEX/W/17, p. 3.
- Ibid., p. 2.
- Aggarwal, *Liberal Protectionism*, pp. 126-128.
- 後上野田国のスケーリングセイ United Nations Centre on Transnational Corporations, *Transnational Corporations in the Man*

說  
論  
(113) -made Fibre, *Textile and Clothing Industries*, United Nations, New York, p. 88.  
GATT Document, COM/TEX/W/20.

GATT Document, COM/TEX/W/23.  
Aggarwal, *Liberal Protectionism*, p. 132.

Arrangement Regarding International Trade in Textile, BISD 21 S., p. 3.

SR.30/2, pp. 6-8.

Aggawar, *Liberal Protectionism*, pp. 136-139.

(119) EEC Commission, *The European Community and the Textile Arrangements*, Brussels, 1979 (歐盟「The European Community and the Textile Arrangements」), p. 61.

Ibid.

Donal B. Keesing /Martin Wolf, *Textile Quota against Developing Countries*, London, 1980, pp. 52-58.

Ibid.

*The European Community and the Textile Arrangements*, p. 3.

本編第11部第1章<sup>120</sup>。

COM.TEX/8, reproduced in BISD 24 S., pp.28-48, COM/TEX/10, pp. 33-41.

COM.TEX/W/50 ; Blokker, *International Regulations of World Trade in Textile*, pp. 150-152.

Ibid., COM.TEX/8, 10.

COM.TEX/W/50, p. 11, pp. 54-56.

Ibid.

ガット W T Oにおける発展途上国の位置の変化(一) (Vu Thi Hong Minh)

- (146) (145) (144) (143) (142) (141) (140) (139) (138) (137) (136) (135) (134) (133) (132) (131) (130)  
COM.TEX/10, p. 41.  
*The European Community and the Textile Arrangements*, p. 42.
- Ibid.*, pp. 29-30.
- Gary H.Perlow, "The Multilateral Supervision of International Trade : Has the Textile Experiment Worked?", *A.J.I.L*, 1981, p 113.  
Textile Asia, September 1977, December 1977, p. 10.
- Aggarwal, *Liberal Protectionist*, pp. 154-159.
- The European Community and the Textile Arrangements*, pp.49-55 ; Blokker, *International Regulations of World Trade in Textile*, p. 151.  
"Conclusions of the Textiles Committee", para.5.2 ; Blokker, *International Regulations of World Trade in Textile*, p. 152.  
*GATT, Textile and Clothing in the World Economy* 64, 1984, p.70 ; Keesing, Donal B / Wolf, Martin, *Textile Quota against Developing Countries*, London 1980, pp. 63-64.  
八〇年の選挙に織維産業の勢力に支持を受けていたレーガン大統領は織維貿易制限政策を取組むやうに政府に指示した。  
Christopher Stevens ed., *EEC and the Third World : A Survey* 3-The Atlantic Drift, London, 1983.  
Protocol Extending the Arrangement Regarding International Trade in Textiles, GATT/1304, Geneva, Dec.22, 1981.  
GATT, *Updating the 1984 Secretariat Study "Textiles and Clothing in the World Economy"*, Nov.30, 1987, p. 48.  
*Supra note* 141, para. 10.  
*Ibid.*  
*Ibid.*, para. 6.  
*GATT, Textile and Clothing in the World Economy* 64, 1984, p. 48.

說論  
說論  
<sup>(147)</sup> Anthony Moreton, "Uncertain Future for Bleary-Eyed Pact : the MFA Agreement", *Final Time*, Aug 6, 1986, p.11 ; Kitty G. Dickerson, "Textile Trade : the GATT Exception", *11 St. John's Journal of Legal Commentary*, Spring 1996.